

検事に任官された皆様へ

1 辞令交付式について

12月17日（月）午前10時30分から、法務省大会議室（地下1階）において、「辞令交付式」が行われ、法務大臣から辞令が交付されます。

当日は、事務手続のほか、式典リハーサルを予定しておりますので、筆記具及び印鑑
（集合時間後に購入する時間は設けておりません）を持参の上、午前8時45分（時間厳守）までに東京地方検察庁・総務部1531号室（中央合同庁舎6号館A棟（検察ゾーン）15階）に集合願います。

2 給与について

給与は、それぞれ月額で本俸（18号246, 200円）のほか、

初任給調整手当（18号75, 100円）

扶養手当（配偶者は、6, 500円。配偶者以外の扶養親族たる子については、10, 000円、父母等については、6, 500円。）

地域手当（【本俸+扶養手当】の月額×20%【※但し、20は東京都特別区の割合であり、地域によってその割合は異なる。】）

住居手当（公務員宿舎居住者等を除く。）

通勤手当

等が支給されます。

なお、12月分給与については、任官日から日割り計算により本俸、初任給調整手当及び地域手当（本俸の月額×20%）が支給されることになります（扶養手当、住居手当及び通勤手当は、1月分から支給される。）。

3 服務について

任官後は、国家公務員法に定められた服務規律並びに国家公務員倫理法及び同倫理規程を遵守し、各庁の検事正の指導及び助言に従って行動してください。

特に、任官すると検察官としての職務に専念する義務が発生しますので、兼業は、アルバイトも含め、勤務時間の内外を問わず、原則として禁止されます。

ただし、自営に係る兼業（不動産賃貸、太陽光電気の販売、農業等）の場合、大学の非常勤講師に就く場合等において、限られた条件の下で兼業が認められる場合がありますので、そのような事情があるときは、人事事務担当者に相談してください。